

# 静岡県立大学附属図書館文献複写細則

平成19年4月1日 細則第19号

第1条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第11条に基づき、所蔵する図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）の複写又は撮影（以下「文献複写」という。）をするに際しての必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書の文献複写を希望する者は、様式第1号による文献複写申込書を提出して図書館長の承認を得なければならない。

第3条 文献複写は、原則として図書館が行うものとする。

2 前項に要する費用は、すべて希望する者が負担するものとする。

第4条 文献複写に関する著作権法上の責任は、すべて希望者において負うものとする。

## 附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。